

被扶養者認定事務取扱要領（内規）

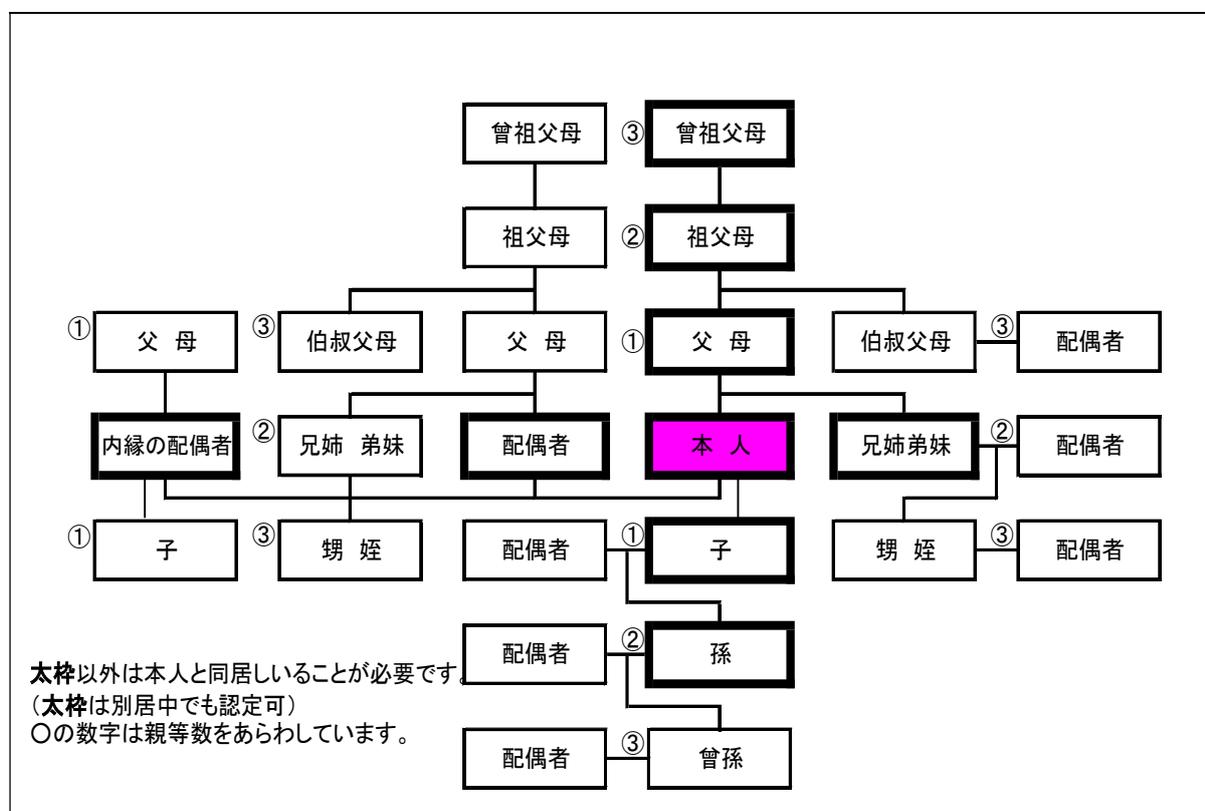
制定	平成 17 年 4 月 1 日
改定	平成 23 年 8 月 1 日
改定	平成 25 年 8 月 1 日
改定	平成 30 年 3 月 1 日
改定	令和 03 年 4 月 1 日

被扶養者認定事務取扱要領（内規）

この被扶養者認定事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、組合規程で定めた被扶養者認定基準（以下「認定基準」という。）の解釈や詳細について示すものであり、被扶養者の認定については認定基準および取扱要領に基づき行うものとする。

- (1) 被扶養者認定基準第3条の（被扶養者の範囲）について次の「三親等内親族表」とおり定義する。

三親等内親族表



- (2) 被扶養者認定基準第6条の（認定対象者の収入の範囲）について次のとおり定義する。なお、被保険者の年間収入は、標準報酬月額と賞与額を合わせたものとする。

【認定基準】

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
 ※認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の場合は180万円未満）であり、かつ被保険者の年間収入の2分1未満であること。
2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

※認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上の場合は 180 万円未満）であり、かつ被保険者からの援助による仕送り額よりも少ないこと。

3. 認定対象者が夫婦（父母等）である場合

- ①上記 1 及び 2 により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4. 夫婦共同扶養における被扶養者の認定の場合

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とし、年間収入は、当該被扶養者届が提出された日から今後 1 年間の収入を見込んだ額とする。（下記認定対象者の【年間収入】に準じる事こととする。
- ②夫婦双方の年間収入が同程度ある場合は、被扶養者の地位と安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とするが、年間収入の同程度の判定は、双方の収入合計の差異が、10%以内であることとする。
- ③夫婦の一方に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とする。

【年間収入】

1. 認定対象者の年間収入は、暦年の 1 年間に限定するものではなく、事由が発生した時点から将来にわたる 1 年間に想定される収入を指すものとし、次の①～⑥すべてを含むとする。但し、退職金、出産育児一時金、出産手当金のように一時的な収入は含まないものとする。

- ①勤労収入（税金等控除前の交通費を含めた総支給額）
- ②事業収入（収入額から必要経費を除いた所得金額）
- ③年金収入（老齢・障害・遺族・企業・個人・恩給等金）
- ④傷病手当金・雇用保険・労災保険による補償的給付金）
- ⑤仕送り金（送金）
- ⑥その他常態として収入とみなされるもの（利子・配当等）

注：④の雇用保険について

受給期間中は、基本手当日額 3,612 円未満（60 歳以上は 5,000 円未満）であること。

(3) 被扶養者認定基準第8条の(扶養に関する事実の立証義務)について下表「被扶養者認定提出書類一覧表」のとおり定義する。

被扶養者申請必要書類一覧表					
<p>被保険者は、被扶養者認定を受ける際に、認定条件に適合していることを添付書類等により自ら証明しなければなりません。そのため、この一覧表に該当する全ての書類を提出して下さい。</p>					
		対象者	備考		
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯 でなくても良い人	・配偶者(内縁含む) ・子※1、孫、弟妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	※1子を扶養する場合で、被扶養者ではない配偶者に収入がある場合は、配偶者の前年の源泉徴収票の写しなど収入の分かるものを添付してください。		
	被保険者と同一世帯 が条件の人	・義父母 ・兄弟 ・他の三親等内の親族			
<p>★この表の見方★ ①必ず提出する書類 → ②収入について該当箇所を確認 → ③状況に応じて該当箇所を確認</p>					
		必要書類	書類の入手先 「被扶養者認定先」となっている書類は、HIS 検索ホームページでも取得可		
①	必ず提出する書類	・健康保険被扶養者(異動)届 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先		
		・被扶養者認定調書 ※所定の用紙にご記入ください。 (続柄が「子」であり18歳未満の学生(高校生まで)は不要) 住民票(原本) ※世帯全員と続柄が記載されているもの・3か月以内に発行のもの	市区町村等		
②	18歳以上・収入なし	大学・各種学校・予備校生	在学証明書(原本) ※3か月以内に発行のもの 学校など		
		1年以上無職無収入	非課税証明書または課税証明書(原本) ※3か月以内に発行のもの 市区町村等		
		個人事業主を廃業した人	個人事業の廃業届出書(写) 市区町村等		
		離職に伴う申請の場合	雇用保険の状況	受給する意図がある	離職票1・2(写) または 雇用保険受給資格証(写・両面) 雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。 認定対象者が退職した会社 被保険者勤務先
				受給しない	離職票1・2(写) または 退職証明書(原本) 雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。 認定対象者が退職した会社 被保険者勤務先
			受給資格なし	退職証明書(原本) ※雇用保険未加入である旨記載のもの または 給与明細書(写) 雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。 認定対象者が退職した会社 被保険者勤務先	
			受給終了した	雇用保険受給資格者証(写・両面) (注1) 雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。 ハローワーク 被保険者勤務先	
			延長している	離職票1・2(写) または 雇用保険受給延長通知書(写) 雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。 ハローワーク 被保険者勤務先	
			公務員の場合	辞令(写) 前勤務先	
		18歳以上・収入あり	勤労収入がある方(パート・アルバイト等)	連続した直近3か月以上の給料証明書(写) (注2) 勤務先	
個人事業主・不動産管理者・農業等で収入がある人などの自営業者	確定申告書(写) ※経費明細(収支内訳等)を含む 税務署				
年金を受給している人(国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・恩給等)	非課税証明書(原本) ※3か月以内に発行のもの 直近の年金改定通知書(写)が振込通知書(写) (注3) 市区町村等 年金事務所				
利子/配当/その他	最新の支払通知書(写) 関係先				
③	結婚による申請	婚姻日が確認できる書類(原本) ※受理証明書・戸籍謄本等3か月以内に発行のもの 市区町村等			
	被保険者と別居している人(注4)	直近6か月以上の送金証明書または通帳の写(注5) 戸籍謄本(原本) ※3か月以内に発行のもの 金融機関等 市区町村等			
	外国籍の方の申請	住民票(原本)または在留カード(写) (注6) 関係機関			
	被保険者以外に扶養義務者がいる方	その方の収入を証明する書類 状況により			
	住民票で被保険者との続柄確認できない方	戸籍謄本(原本) ※3か月以内に発行のもの 市区町村等			
<p>(注1)ハローワークにて「受給終了」等の証明があるもの (注2)雇用形態の変更等で記載の金額に変更がある場合は、変更した内容・収入額が分かる事業主交付の証明書を提出してください。 (注3)障害者の方については、障害者手帳(写)を添付してください。 (注4)被保険者が会社都合による単身赴任者の場合、送金証明書等は不要です。「まとめて仕送切」は不可。 (注5)または送金の状況が客観的に判断できるもの (注6)短期滞在ビザは不可</p> <p>●提出書類に不足または不備な点があった場合は、この表以外に別途追加書類の提出を求められることがあります。</p>					

(4) 被扶養者認定基準第9条の(被扶養者資格付与の日)の(2)やむを得ない理由について次のとおり定義する。

1. 天災地変による交通の途絶や本人が入院したことなどにより期間を要した場合
2. 営業所等を経由して本社から提出するために期間を要した場合
3. 雇用保険被保険者離職票の交付に時間を要した場合

注：認定対象者が被保険者の配偶者であり、喪失日から1ヶ月以内に雇用保険被保険者離職票(写)を提出した場合は、遡り認定をする。なお、雇用保険受給延長者は、さらに交付まで時間を要するため、当組合が指定した日までに届出をした場合、遡り認定を認めることとする。

4. 上記のほか届出書の提出が遅れたことに妥当性が認められると判断できた場合

(5) 「日本に居住している外国籍の被扶養者」について

1. 国籍に関わらず、外国籍の方の被扶養者の認定基準は、続柄や収入等は日本人の場合と同様です。ただし、以下の2つの基準を満たすことが要件となります。

- ①国内に居住し、住民登録をしていること
- ②在留期間は、生活基盤が日本国内にあることが客観的に認められること

(6) 「海外に居住している被扶養者」

1. 健康保険は、日本国内の医療給付を前提としているため、原則として海外居住者は認定対象外としております。ただし、以下のような一時的な滞在と認められる海外居住者は被扶養者として認定します。

- ①被扶養者が海外留学(日本の学校教育法に定める学校と同等であること)を行う場合
- ②被保険者の海外出向又は海外駐在に帯同して海外に居住する場合
- ③観光、保養又はボランティア活動等就労以外の目的での渡航者
- ④被保険者の赴任中当該被保険者との身分関係が生じた者(海外赴任者が現地で結婚した場合(配偶者及び子に限る))

*いずれの場合も、国籍は問わず被保険者により生計維持されていることが要件となります。

*海外での医療行為は「海外療養費支給申請書」の提出が必要となります。

海外在住者の国別収入証明書の具体例（参考資料1）

国名	収入を確認する書類の例
中国	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・自治体発行の無収入証明書 ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・管轄税務署発行の無所得証明書
フィリピン	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性
ベトナム	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性

海外在住者の国別身分関係を確認する書類の具体例（参考資料2）

国名	身分関係を確認する書類の例
中国	・親族関係証書(続柄など) ・住民戸籍簿(住所) ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	・家族関係証明書(日本の戸籍謄本にあたるもの) ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)
フィリピン	・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)
ベトナム	・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)
ブラジル	・領事館発行の婚姻証明書

「参考資料1, 2」 (厚生労働省保保発 0322 号より抜粋)

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。